

教育長の臨時代理による事務処理について

令和6年11月8日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 指示内容

以下の条例・規則の改正手続き

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

2 事務処理経過

- | | |
|--------|------------------------------|
| 11月22日 | 教育長の臨時代理による条例及び規則の一部改正手続きの決定 |
| 11月26日 | 区議会への議案提出依頼 |
| 11月29日 | 区議会で議案の審議及び可決 |
| | 一部改正規則について、特別区人事委員会の承認 |
| | 一部改正条例の公布 |
| | 教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布 |

3 改正の主な内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

ア 給料表の改定

令和6年4月1日遡及適用

全ての号級について給料月額を引き上げ改定する。

イ 期末手当の支給額の改定

※以下、「定年前再任用短時間勤務職員」を「再任用」と表記する。

公布日施行分

(一般職員)	給料月額の 100 分の 120.0 から 100 分の 130.0 に改定
(管理職)	給料月額の 100 分の 102.5 から 100 分の 112.5 に改定
(再任用一般)	給料月額の 100 分の 67.5 から 100 分の 72.5 に改定
(再任用管理職)	給料月額の 100 分の 58.75 から 100 分の 63.75 に改定

令和 7 年 4 月 1 日施行分

(一般職員)	給料月額の 100 分の 130.0 から 100 分の 125.0 に改定
(管理職)	給料月額の 100 分の 112.5 から 100 分の 107.5 に改定
(再任用一般)	給料月額の 100 分の 72.5 から 100 分の 70.0 に改定
(再任用管理職)	給料月額の 100 分の 63.75 から 100 分の 61.25 に改定

ウ 勤勉手当の支給額上限の改定

公布日施行分

(一般職員)	給料月額の 100 分の 112.5 から 100 分の 122.5 に改定
(管理職)	給料月額の 100 分の 130.0 から 100 分の 140.0 に改定
(再任用一般)	給料月額の 100 分の 55.0 から 100 分の 60.0 に改定
(再任用管理職)	給料月額の 100 分の 63.75 から 100 分の 68.75 に改定

令和 7 年 4 月 1 日施行分

(一般職員)	給料月額の 100 分の 122.5 から 100 分の 117.5 に改定
(管理職)	給料月額の 100 分の 140.0 から 100 分の 135.0 に改定
(再任用一般)	給料月額の 100 分の 60.0 から 100 分の 57.5 に改定
(再任用管理職)	給料月額の 100 分の 68.75 から 100 分の 66.25 に改定

エ 扶養手当の改定

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当（9,000 円）を廃止し、子に係る手当の月額を 1 人につき 9,000 円から 10,500 円とする。改正は令和 7～9 年度にかけて段階的に実施。令和 7 年 4 月 1 日公布。

(2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

勤勉手当の支給月数を条例改正に合わせて改定

(3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

ア 給料表の改定

令和 6 年 4 月 1 日遡及適用

給料月額を 168,320 円から 193,360 円に改定

イ 期末手当の支給額の改定

公布日施行分

給料月額の 100 分の 120.0 から 100 分の 130.0 に改定

令和 7 年 4 月 1 日施行分

給料月額の 100 分の 130.0 から 100 分の 125.0 に改定

ウ 勤勉手当の支給額上限の改定

公布日施行分

給料月額の 100 分の 112.5 から 100 分の 122.5 に改定

令和 7 年 4 月 1 日施行分

給料月額の 100 分の 122.5 から 100 分の 117.5 に改定

(4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

勤勉手当の支給月数を条例改正に合わせて改定

※ 各条例・規則の新旧対照表は別添のとおり

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第26条 (略) (期末手当) 第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前<u>1</u>か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 (略) 第28条・第29条 (略) (勤勉手当) 第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前<u>1</u>か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割	第1条～第26条 (略) (期末手当) 第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 (略) 第28条・第29条 (略) (勤勉手当) 第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割

合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 （略）

第31条～第34条 （略）

附 則 （略）

別表第1 別紙のとおり

別表第2・別表第3 （略）

合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 （略）

第31条～第34条 （略）

附 則 （略）

別表第1 別紙のとおり

別表第2・別表第3 （略）

【第2条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第10条 (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>みち</u>がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） <u>10,500円</u> (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 <u>6,000円</u> 4 (略) 第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	第1条～第10条 (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>途</u>がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 <u>6,000円</u> (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） <u>9,000円</u> 4 (略) 第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3・4 (略)

第13条～第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の

(1) (略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3・4 (略)

第13条～第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の

規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 （略） 第28条・第29条 （略） （勤勉手当） 第30条 （略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。 4～7 （略） 第31条～第34条 （略） 附 則 （略） 別表第1～別表第3 （略）	規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 （略） 第28条・第29条 （略） （勤勉手当） 第30条 （略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～7 （略） 第31条～第34条 （略） 附 則 （略） 別表第1～別表第3 （略）
--	--

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の

規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

（委任）

- 9 附則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

改正案						現行					
別表第1（第6条関係）						別表第1（第6条関係）					
中野区立幼稚園教育職員給料表						中野区立幼稚園教育職員給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500		1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100		2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700		3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300		4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900		5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500		6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000		7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400		8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800		9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700		10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	228,500	302,600	345,400	383,600		11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	230,900	304,200	347,200	385,500		12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	233,000	305,600	349,100	387,700		13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	234,800	307,300	350,800	389,600		14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	236,500	309,100	352,800	391,400		15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	237,900	310,500	354,800	393,400		16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	239,400	311,900	356,800	395,500		17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	241,000	314,200	359,200	397,300		18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	242,200	316,500	361,700	398,900		19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	243,800	318,800	364,200	400,300		20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	245,000	321,100	366,700	402,000		21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	246,000	322,600	368,300	403,500		22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	247,200	324,500	370,200	404,900		23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100		24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	249,600	328,200	373,900	407,400		25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	250,300	330,000	375,500	408,700		26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	251,600	331,600	377,300	410,000		27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	252,800	333,100	378,900	411,300		28	232,600	323,900	369,900	403,900

29	<u>254.100</u>	<u>334.900</u>	<u>380.500</u>	<u>412.400</u>
30	<u>255.500</u>	<u>336.400</u>	<u>382.100</u>	<u>413.500</u>
31	<u>256.500</u>	<u>338.000</u>	<u>383.700</u>	<u>414.600</u>
32	<u>258.000</u>	<u>339.500</u>	<u>385.300</u>	<u>415.700</u>
33	<u>259.300</u>	<u>341.200</u>	<u>387.000</u>	<u>416.800</u>
34	<u>260.700</u>	<u>342.800</u>	<u>388.400</u>	<u>417.700</u>
35	<u>261.900</u>	<u>344.500</u>	<u>389.900</u>	<u>418.700</u>
36	<u>263.400</u>	<u>346.300</u>	<u>391.000</u>	<u>419.500</u>
37	<u>264.600</u>	<u>347.500</u>	<u>392.000</u>	<u>420.300</u>
38	<u>266.000</u>	<u>349.000</u>	<u>393.200</u>	<u>421.200</u>
39	<u>267.200</u>	<u>350.600</u>	<u>394.300</u>	<u>421.900</u>
40	<u>268.600</u>	<u>352.100</u>	<u>395.100</u>	<u>422.700</u>
41	<u>270.200</u>	<u>353.200</u>	<u>396.000</u>	<u>423.500</u>
42	<u>271.400</u>	<u>354.600</u>	<u>396.900</u>	<u>424.300</u>
43	<u>273.000</u>	<u>356.000</u>	<u>397.900</u>	<u>425.200</u>
44	<u>274.500</u>	<u>357.200</u>	<u>398.700</u>	<u>426.000</u>
45	<u>276.100</u>	<u>358.300</u>	<u>399.400</u>	<u>426.700</u>
46	<u>277.700</u>	<u>359.600</u>	<u>400.000</u>	<u>427.400</u>
47	<u>279.200</u>	<u>360.900</u>	<u>400.800</u>	<u>428.100</u>
48	<u>280.800</u>	<u>362.200</u>	<u>401.500</u>	<u>428.700</u>
49	<u>282.000</u>	<u>363.400</u>	<u>402.300</u>	<u>429.300</u>
50	<u>283.500</u>	<u>364.600</u>	<u>402.900</u>	<u>430.000</u>
51	<u>285.000</u>	<u>365.700</u>	<u>403.600</u>	<u>430.600</u>
52	<u>286.400</u>	<u>366.900</u>	<u>404.400</u>	<u>431.100</u>
53	<u>288.200</u>	<u>368.000</u>	<u>405.100</u>	<u>431.600</u>
54	<u>289.500</u>	<u>369.100</u>	<u>405.900</u>	<u>432.200</u>
55	<u>290.900</u>	<u>370.100</u>	<u>406.700</u>	<u>432.700</u>
56	<u>292.600</u>	<u>371.100</u>	<u>407.400</u>	<u>433.300</u>
57	<u>294.500</u>	<u>372.000</u>	<u>407.900</u>	<u>433.900</u>
58	<u>296.400</u>	<u>372.900</u>	<u>408.600</u>	<u>434.400</u>
59	<u>298.400</u>	<u>373.800</u>	<u>409.200</u>	<u>435.000</u>
60	<u>300.400</u>	<u>374.700</u>	<u>409.900</u>	<u>435.600</u>
61	<u>302.500</u>	<u>375.500</u>	<u>410.500</u>	<u>436.100</u>
62	<u>304.000</u>	<u>376.400</u>	<u>411.100</u>	<u>436.600</u>
63	<u>305.800</u>	<u>377.200</u>	<u>411.700</u>	<u>437.100</u>

29	<u>234.500</u>	<u>325.900</u>	<u>371.800</u>	<u>405.400</u>
30	<u>236.200</u>	<u>327.600</u>	<u>373.800</u>	<u>406.800</u>
31	<u>237.800</u>	<u>329.400</u>	<u>375.700</u>	<u>408.200</u>
32	<u>239.700</u>	<u>331.100</u>	<u>377.500</u>	<u>409.600</u>
33	<u>241.500</u>	<u>333.000</u>	<u>379.300</u>	<u>410.900</u>
34	<u>243.200</u>	<u>334.800</u>	<u>381.100</u>	<u>412.100</u>
35	<u>244.900</u>	<u>336.700</u>	<u>382.700</u>	<u>413.300</u>
36	<u>246.800</u>	<u>338.700</u>	<u>384.100</u>	<u>414.500</u>
37	<u>248.600</u>	<u>340.100</u>	<u>385.500</u>	<u>415.600</u>
38	<u>250.300</u>	<u>341.800</u>	<u>386.800</u>	<u>416.600</u>
39	<u>251.900</u>	<u>343.600</u>	<u>388.100</u>	<u>417.600</u>
40	<u>253.900</u>	<u>345.300</u>	<u>389.300</u>	<u>418.600</u>
41	<u>255.900</u>	<u>346.600</u>	<u>390.400</u>	<u>419.500</u>
42	<u>257.400</u>	<u>348.200</u>	<u>391.600</u>	<u>420.400</u>
43	<u>259.300</u>	<u>349.800</u>	<u>392.800</u>	<u>421.300</u>
44	<u>261.300</u>	<u>351.200</u>	<u>393.800</u>	<u>422.100</u>
45	<u>263.500</u>	<u>352.500</u>	<u>394.600</u>	<u>422.900</u>
46	<u>265.300</u>	<u>354.000</u>	<u>395.500</u>	<u>423.600</u>
47	<u>267.100</u>	<u>355.500</u>	<u>396.500</u>	<u>424.300</u>
48	<u>269.300</u>	<u>357.000</u>	<u>397.500</u>	<u>424.900</u>
49	<u>271.100</u>	<u>358.400</u>	<u>398.300</u>	<u>425.500</u>
50	<u>273.000</u>	<u>359.800</u>	<u>399.100</u>	<u>426.200</u>
51	<u>274.900</u>	<u>361.100</u>	<u>399.900</u>	<u>426.800</u>
52	<u>276.900</u>	<u>362.500</u>	<u>400.700</u>	<u>427.300</u>
53	<u>278.700</u>	<u>363.800</u>	<u>401.400</u>	<u>427.800</u>
54	<u>280.400</u>	<u>365.100</u>	<u>402.200</u>	<u>428.400</u>
55	<u>282.200</u>	<u>366.300</u>	<u>403.000</u>	<u>428.900</u>
56	<u>284.300</u>	<u>367.500</u>	<u>403.700</u>	<u>429.500</u>
57	<u>286.300</u>	<u>368.600</u>	<u>404.300</u>	<u>430.100</u>
58	<u>288.200</u>	<u>369.700</u>	<u>405.000</u>	<u>430.700</u>
59	<u>290.200</u>	<u>370.800</u>	<u>405.700</u>	<u>431.300</u>
60	<u>292.200</u>	<u>371.900</u>	<u>406.400</u>	<u>431.900</u>
61	<u>294.300</u>	<u>372.900</u>	<u>407.000</u>	<u>432.400</u>
62	<u>296.100</u>	<u>374.000</u>	<u>407.600</u>	<u>432.900</u>
63	<u>298.200</u>	<u>375.000</u>	<u>408.200</u>	<u>433.400</u>

64	<u>307.600</u>	<u>377.900</u>	<u>412.300</u>	<u>437.700</u>
65	<u>309.600</u>	<u>378.700</u>	<u>412.800</u>	<u>438.100</u>
66	<u>311.200</u>	<u>379.500</u>	<u>413.300</u>	<u>438.600</u>
67	<u>312.900</u>	<u>380.100</u>	<u>413.900</u>	<u>439.100</u>
68	<u>314.500</u>	<u>380.900</u>	<u>414.500</u>	<u>439.500</u>
69	<u>316.300</u>	<u>381.700</u>	<u>415.100</u>	<u>440.000</u>
70	<u>317.900</u>	<u>382.300</u>	<u>415.600</u>	<u>440.500</u>
71	<u>319.500</u>	<u>383.000</u>	<u>416.200</u>	<u>441.000</u>
72	<u>321.100</u>	<u>383.900</u>	<u>416.800</u>	<u>441.500</u>
73	<u>322.600</u>	<u>384.700</u>	<u>417.300</u>	<u>441.900</u>
74	<u>324.200</u>	<u>385.400</u>	<u>417.900</u>	<u>442.400</u>
75	<u>325.800</u>	<u>386.000</u>	<u>418.400</u>	<u>442.900</u>
76	<u>327.400</u>	<u>386.700</u>	<u>419.000</u>	<u>443.400</u>
77	<u>328.900</u>	<u>387.300</u>	<u>419.400</u>	<u>443.800</u>
78	<u>330.400</u>	<u>387.900</u>	<u>419.900</u>	<u>444.200</u>
79	<u>331.800</u>	<u>388.400</u>	<u>420.400</u>	<u>444.700</u>
80	<u>333.200</u>	<u>389.000</u>	<u>420.900</u>	<u>445.200</u>
81	<u>334.600</u>	<u>389.600</u>	<u>421.400</u>	<u>445.700</u>
82	<u>336.000</u>	<u>390.100</u>	<u>421.900</u>	<u>446.200</u>
83	<u>337.300</u>	<u>390.700</u>	<u>422.400</u>	<u>446.700</u>
84	<u>338.500</u>	<u>391.300</u>	<u>422.900</u>	<u>447.100</u>
85	<u>339.700</u>	<u>391.900</u>	<u>423.300</u>	<u>447.600</u>
86	<u>341.000</u>	<u>392.500</u>	<u>423.700</u>	<u>448.000</u>
87	<u>342.400</u>	<u>393.000</u>	<u>424.200</u>	<u>448.400</u>
88	<u>343.600</u>	<u>393.600</u>	<u>424.700</u>	<u>448.800</u>
89	<u>344.800</u>	<u>394.100</u>	<u>425.200</u>	<u>449.100</u>
90	<u>346.000</u>	<u>394.500</u>	<u>425.600</u>	<u>449.400</u>
91	<u>347.200</u>	<u>395.100</u>	<u>426.100</u>	<u>449.800</u>
92	<u>348.300</u>	<u>395.600</u>	<u>426.600</u>	<u>450.200</u>
93	<u>349.400</u>	<u>396.100</u>	<u>427.000</u>	<u>450.600</u>
94	<u>350.400</u>	<u>396.600</u>	<u>427.400</u>	<u>451.000</u>
95	<u>351.400</u>	<u>397.100</u>	<u>427.800</u>	<u>451.400</u>
96	<u>352.400</u>	<u>397.600</u>	<u>428.200</u>	<u>451.800</u>
97	<u>353.400</u>	<u>398.000</u>	<u>428.600</u>	<u>452.100</u>

64	<u>300.200</u>	<u>375.900</u>	<u>408.800</u>	<u>434.000</u>
65	<u>302.200</u>	<u>376.900</u>	<u>409.300</u>	<u>434.400</u>
66	<u>304.100</u>	<u>377.800</u>	<u>409.800</u>	<u>434.900</u>
67	<u>306.100</u>	<u>378.700</u>	<u>410.400</u>	<u>435.400</u>
68	<u>308.000</u>	<u>379.500</u>	<u>411.000</u>	<u>435.800</u>
69	<u>310.000</u>	<u>380.300</u>	<u>411.600</u>	<u>436.300</u>
70	<u>311.800</u>	<u>381.100</u>	<u>412.200</u>	<u>436.800</u>
71	<u>313.700</u>	<u>381.900</u>	<u>412.800</u>	<u>437.300</u>
72	<u>315.600</u>	<u>382.800</u>	<u>413.400</u>	<u>437.800</u>
73	<u>317.400</u>	<u>383.600</u>	<u>413.900</u>	<u>438.200</u>
74	<u>319.200</u>	<u>384.300</u>	<u>414.500</u>	<u>438.700</u>
75	<u>321.200</u>	<u>384.900</u>	<u>415.000</u>	<u>439.200</u>
76	<u>323.000</u>	<u>385.600</u>	<u>415.600</u>	<u>439.700</u>
77	<u>324.800</u>	<u>386.200</u>	<u>416.000</u>	<u>440.100</u>
78	<u>326.700</u>	<u>386.800</u>	<u>416.500</u>	<u>440.500</u>
79	<u>328.300</u>	<u>387.300</u>	<u>417.000</u>	<u>441.000</u>
80	<u>330.000</u>	<u>387.900</u>	<u>417.500</u>	<u>441.500</u>
81	<u>331.600</u>	<u>388.500</u>	<u>418.000</u>	<u>442.000</u>
82	<u>333.200</u>	<u>389.000</u>	<u>418.500</u>	<u>442.500</u>
83	<u>334.900</u>	<u>389.600</u>	<u>419.000</u>	<u>443.000</u>
84	<u>336.400</u>	<u>390.200</u>	<u>419.500</u>	<u>443.400</u>
85	<u>337.800</u>	<u>390.800</u>	<u>419.900</u>	<u>443.900</u>
86	<u>339.300</u>	<u>391.400</u>	<u>420.300</u>	<u>444.300</u>
87	<u>340.800</u>	<u>391.900</u>	<u>420.800</u>	<u>444.700</u>
88	<u>342.100</u>	<u>392.500</u>	<u>421.300</u>	<u>445.100</u>
89	<u>343.400</u>	<u>393.000</u>	<u>421.800</u>	<u>445.400</u>
90	<u>344.700</u>	<u>393.400</u>	<u>422.200</u>	<u>445.800</u>
91	<u>345.900</u>	<u>394.000</u>	<u>422.700</u>	<u>446.200</u>
92	<u>347.100</u>	<u>394.500</u>	<u>423.200</u>	<u>446.600</u>
93	<u>348.200</u>	<u>395.000</u>	<u>423.600</u>	<u>447.000</u>
94	<u>349.300</u>	<u>395.500</u>	<u>424.000</u>	<u>447.400</u>
95	<u>350.300</u>	<u>396.000</u>	<u>424.400</u>	<u>447.800</u>
96	<u>351.300</u>	<u>396.500</u>	<u>424.800</u>	<u>448.200</u>
97	<u>352.300</u>	<u>396.900</u>	<u>425.200</u>	<u>448.600</u>

98	<u>354,300</u>	<u>398,400</u>	<u>428,900</u>	<u>452,400</u>
99	<u>355,100</u>	<u>398,900</u>	<u>429,300</u>	<u>452,800</u>
100	<u>355,800</u>	<u>399,400</u>	<u>429,700</u>	<u>453,200</u>
101	<u>356,500</u>	<u>399,900</u>	<u>430,100</u>	<u>453,600</u>
102	<u>357,200</u>	<u>400,400</u>	<u>430,500</u>	
103	<u>357,900</u>	<u>400,900</u>	<u>430,900</u>	
104	<u>358,400</u>	<u>401,400</u>	<u>431,300</u>	
105	<u>359,000</u>	<u>401,900</u>	<u>431,600</u>	
106	<u>359,500</u>	<u>402,400</u>	<u>432,000</u>	
107	<u>360,000</u>	<u>402,900</u>	<u>432,400</u>	
108	<u>360,600</u>	<u>403,400</u>	<u>432,800</u>	
109	<u>361,300</u>	<u>403,800</u>	<u>433,100</u>	
110	<u>361,800</u>	<u>404,200</u>	<u>433,500</u>	
111	<u>362,300</u>	<u>404,700</u>	<u>433,900</u>	
112	<u>362,800</u>	<u>405,200</u>	<u>434,300</u>	
113	<u>363,300</u>	<u>405,700</u>	<u>434,600</u>	
114	<u>363,800</u>	<u>406,100</u>		
115	<u>364,300</u>	<u>406,500</u>		
116	<u>364,800</u>	<u>406,900</u>		
117	<u>365,200</u>	<u>407,300</u>		
118	<u>365,600</u>	<u>407,700</u>		
119	<u>366,100</u>	<u>408,100</u>		
120	<u>366,600</u>	<u>408,500</u>		
121	<u>367,100</u>	<u>408,900</u>		
122	<u>367,600</u>	<u>409,200</u>		
123	<u>368,100</u>	<u>409,600</u>		
124	<u>368,500</u>	<u>410,000</u>		
125	<u>368,900</u>	<u>410,400</u>		
126	<u>369,200</u>	<u>410,800</u>		
127	<u>369,600</u>	<u>411,200</u>		
128	<u>370,000</u>	<u>411,600</u>		
129	<u>370,300</u>	<u>411,900</u>		
130	<u>370,500</u>			
131	<u>370,900</u>			
132	<u>371,300</u>			

98	<u>353,200</u>	<u>397,300</u>	<u>425,500</u>	<u>448,900</u>
99	<u>354,000</u>	<u>397,800</u>	<u>425,900</u>	<u>449,300</u>
100	<u>354,700</u>	<u>398,300</u>	<u>426,300</u>	<u>449,700</u>
101	<u>355,400</u>	<u>398,800</u>	<u>426,700</u>	<u>450,100</u>
102	<u>356,100</u>	<u>399,300</u>	<u>427,100</u>	
103	<u>356,800</u>	<u>399,800</u>	<u>427,500</u>	
104	<u>357,300</u>	<u>400,300</u>	<u>427,900</u>	
105	<u>357,900</u>	<u>400,800</u>	<u>428,300</u>	
106	<u>358,400</u>	<u>401,300</u>	<u>428,700</u>	
107	<u>358,900</u>	<u>401,800</u>	<u>429,100</u>	
108	<u>359,500</u>	<u>402,300</u>	<u>429,500</u>	
109	<u>360,200</u>	<u>402,700</u>	<u>429,800</u>	
110	<u>360,700</u>	<u>403,100</u>	<u>430,200</u>	
111	<u>361,200</u>	<u>403,600</u>	<u>430,600</u>	
112	<u>361,700</u>	<u>404,100</u>	<u>431,000</u>	
113	<u>362,200</u>	<u>404,600</u>	<u>431,300</u>	
114	<u>362,700</u>	<u>405,000</u>		
115	<u>363,200</u>	<u>405,400</u>		
116	<u>363,700</u>	<u>405,800</u>		
117	<u>364,100</u>	<u>406,200</u>		
118	<u>364,500</u>	<u>406,600</u>		
119	<u>365,000</u>	<u>407,000</u>		
120	<u>365,500</u>	<u>407,400</u>		
121	<u>366,000</u>	<u>407,800</u>		
122	<u>366,500</u>	<u>408,100</u>		
123	<u>367,000</u>	<u>408,500</u>		
124	<u>367,400</u>	<u>408,900</u>		
125	<u>367,800</u>	<u>409,300</u>		
126	<u>368,100</u>	<u>409,700</u>		
127	<u>368,500</u>	<u>410,100</u>		
128	<u>368,900</u>	<u>410,500</u>		
129	<u>369,200</u>	<u>410,800</u>		
130	<u>369,400</u>			
131	<u>369,800</u>			
132	<u>370,200</u>			

133	<u>371,700</u>			
134	<u>372,000</u>			
135	<u>372,400</u>			
136	<u>372,800</u>			
137	<u>373,200</u>			
138	<u>373,600</u>			
139	<u>374,000</u>			
140	<u>374,400</u>			
141	<u>374,700</u>			
142	<u>375,100</u>			
143	<u>375,500</u>			
144	<u>375,800</u>			
145	<u>376,200</u>			
146	<u>376,600</u>			
147	<u>377,000</u>			
148	<u>377,400</u>			
149	<u>377,800</u>			
150	<u>378,200</u>			
151	<u>378,600</u>			
152	<u>379,000</u>			
153	<u>379,300</u>			
154	<u>379,700</u>			
155	<u>380,100</u>			
156	<u>380,500</u>			
157	<u>380,900</u>			
158	<u>381,300</u>			
159	<u>381,700</u>			
160	<u>382,100</u>			
161	<u>382,500</u>			
162	<u>382,900</u>			
163	<u>383,300</u>			
164	<u>383,700</u>			
165	<u>384,000</u>			
166	<u>384,400</u>			
167	<u>384,700</u>			

133	<u>370,600</u>			
134	<u>370,900</u>			
135	<u>371,300</u>			
136	<u>371,700</u>			
137	<u>372,100</u>			
138	<u>372,500</u>			
139	<u>372,900</u>			
140	<u>373,300</u>			
141	<u>373,600</u>			
142	<u>374,000</u>			
143	<u>374,400</u>			
144	<u>374,700</u>			
145	<u>375,100</u>			
146	<u>375,500</u>			
147	<u>375,900</u>			
148	<u>376,300</u>			
149	<u>376,700</u>			
150	<u>377,100</u>			
151	<u>377,500</u>			
152	<u>377,900</u>			
153	<u>378,200</u>			
154	<u>378,600</u>			
155	<u>379,000</u>			
156	<u>379,400</u>			
157	<u>379,800</u>			
158	<u>380,200</u>			
159	<u>380,600</u>			
160	<u>381,000</u>			
161	<u>381,400</u>			
162	<u>381,800</u>			
163	<u>382,200</u>			
164	<u>382,600</u>			
165	<u>382,900</u>			
166	<u>383,300</u>			
167	<u>383,600</u>			

	168	385,100			
	169	385,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		233,100	272,300	295,900	335,200

	168	384,000			
	169	384,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		230,600	269,400	292,600	331,700

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の140</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>） 2・3 （略） 第5条～第15条 （略） 附 則 （略） 別表第1～別表第3 （略）	第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の63.75</u>） 2・3 （略） 第5条～第15条 （略） 附 則 （略） 別表第1～別表第3 （略）

【第2条関係】中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	第1条による改正後の内容
第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1	第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1

項の規定により採用された職員（以下「定年 再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第10条の規定 に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっ ては<u>100分の135</u>） (2) 定年再任用短時間勤務職員 <u>100分の5 7.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手 当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の6 6.25</u>） 2・3 （略） 第5条～第15条 （略） 附 則 （略） 別表第1～別表第3 （略）	項の規定により採用された職員（以下「定年 再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>（条例第10条の規定 に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつ ては<u>100分の140</u>） (2) 定年再任用短時間勤務職員 <u>100分の6 0</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の 支給を受ける職員にあつては<u>100分の68. 75</u>） 2・3 （略） 第5条～第15条 （略） 附 則 （略） 別表第1～別表第3 （略）
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

【第1条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行								
第1条～第19条（略） （期末手当） 第20条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4（略） 第21条・第22条（略） （勤勉手当） 第23条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5（略） 第24条～第26条（略） 附 則（略） 別表第1（第6条関係） 中野区立小学校及び中学校教育職員給料表 <table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td><u>193,360円</u></td></tr> </table> 別表第2・別表第3（略）	職務の級	給料月額	1級	<u>193,360円</u>	第1条～第19条（略） （期末手当） 第20条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4（略） 第21条・第22条（略） （勤勉手当） 第23条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5（略） 第24条～第26条（略） 附 則（略） 別表第1（第6条関係） 中野区立小学校及び中学校教育職員給料表 <table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td><u>168,320円</u></td></tr> </table> 別表第2・別表第3（略）	職務の級	給料月額	1級	<u>168,320円</u>
職務の級	給料月額								
1級	<u>193,360円</u>								
職務の級	給料月額								
1級	<u>168,320円</u>								

【第2条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第19条（略） （期末手当） 第20条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4（略） 第21条・第22条（略）	第1条～第19条（略） （期末手当） 第20条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4（略） 第21条・第22条（略）

(勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 (略) 第24条～第26条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)	(勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 (略) 第24条～第26条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第20条第2項及び第23条第2項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。

第1条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、<u>100分の122.5</u>に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 2・3 （略） 第5条～第14条 （略） 附 則 （略） 別表第1・別表第2 （略）	第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、<u>100分の112.5</u>に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 2・3 （略） 第5条～第14条 （略） 附 則 （略） 別表第1・別表第2 （略）

【第2条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、<u>100分の117.5</u>に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 2・3 （略） 第5条～第14条 （略） 附 則 （略） 別表第1・別表第2 （略）	第1条～第3条 （略） （支給割合） 第4条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、<u>100分の122.5</u>に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 2・3 （略） 第5条～第14条 （略） 附 則 （略） 別表第1・別表第2 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。